

デジタル化推進アドバイザー業務委託 プロポーザル実施要領

令和7年1月

企画財政部デジタル推進課

1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、デジタル化推進アドバイザー業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

デジタル化推進アドバイザー業務委託

(2) 業務内容

「デジタル化推進アドバイザー業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 見積り限度額

8,992,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 令和7年第1回武蔵村山市議会定例会の議決により、令和7年度武蔵村山市一般会計予算が成立しなかった場合又は本業務の執行が不可能な程度まで本業務に係る予算が減額された場合は、契約を締結しない。議決により減額された額が本業務の執行が可能な程度の減額にとどまる場合は、別途委託候補事業者と協議することとし、協議の結果、双方が合意した場合は契約を締結することができるものとする。

4 スケジュール

月	日	曜日	内 容	備 考
1	28	火	第1回審査委員会の開催	実施要領（案）・仕様書（案）の確認
	30	木	案件の公示（実施要領、仕様書、参加申込書の公表及び配布）、質問受付開始	ホームページで公開
2	7	金	参加申込書の提出期限	電子メールで提出 ホームページの公開終了
	10	月	第1次審査（書類審査）結果通知	2月13日～2月20日を第1次審査結果に対する説明期間とする。
	12	水	企画提案書及び見積書の受付開始	電子メールで提出
	20	木	企画提案書等の提出に関する質問書の提出期限	ホームページで公開 電子メールで提出
	21	金	企画提案書等の提出に関する質問書の回答期限	ホームページで公開 電子メールで回答
	27	木	企画提案書及び見積書の受付終了	電子メールで提出
3	10	月	第2次審査（プレゼンテーション審査） 第2回審査委員会の開催（候補者決定）	1者につき40分程度予定 （説明20分、質疑20分）
	12	水	第2次審査結果の通知	3月13日～3月21日を第2次審査結果に対する説明期間とする。
	17	月	市長報告	
	19	水	契約締結請求、随意契約（特命）依頼書、仕様書及び執行伺の提出	
4	1	火	契約の締結	

5 実施形式

公募型プロポーザル方式

6 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加することができる者は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての必要なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を満たしているものとする。
 - ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること（東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること。）。
 - イ 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和51年5月15日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - エ 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年武蔵村山市訓令（甲）第7号）の措置要件に該当しないこと。
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - カ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - キ 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、実施できること（令和7年1月1日を基準日として、直近5年以内に地方公共団体においてデジタル化推進アドバイザー業務又はそれに類する業務の実績を有していること。）。
 - ク 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証又はプライバシーマークを取得していること。
- (2) 参加申込書の提出時点において要件を満たしていた事業者が契約締結までに参加資格を失ってしまったときは、その時点で参加資格を失う。

7 募集方法

本プロポーザルの実施についての公示及び参加申込書、仕様書等説明資料の配布を市ホームページで行う。

8 優先契約交渉事業者決定方法

- (1) 受託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 受託事業者は、別に定めるところにより置くデジタル化推進アドバイザー業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき、市長が決定する。
- (3) 選考は、審査基準（後述）に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その事業者と合意に至らない場合は、評価点が次に高い事業者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点が同点の場合は、委員長の決するところによるものとする。
- (6) 選考結果は、参加事業者全てに通知する。

9 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、提出期限までに参加申込書の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（第1号様式）
- イ 武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票の写し
- ウ 業務実績書（第2号様式）
- エ 業務実績書に係る契約書（1面）の写し

(2) 提出期限

令和7年2月7日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

電子メールとする。なお、件名は、「【事業者名】デジタル化推進アドバイザー業務委託（参加申込書）」とし、提出書類をPDFファイルで添付した上で送付するものとし、電子メール送信後には、受信確認の電話を事務局まですること。

(4) 提出先

武蔵村山市企画財政部デジタル推進課デジタル企画係（メールアドレス等は、9ページに記載）

10 第1次審査（参加資格審査）

(1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書（第3号様式）を令和7年2月10日（月）午後5時までに、電子メールにより通知する。

なお、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された参加事業者は、令和7年2月13日（木）から2月20日（木）までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

(2) 留意事項

書類提出後の差替えは認めず、書類は返却しない。

11 企画提案書の提出

第1次審査において、参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

(1) 提出書類

表紙を第4号様式として、企画提案書（任意様式）を提出するものとする。

(2) 記載内容

企画提案書は、表1に掲げる項番の順に、同表に定める項目及び事項を記載して作成すること。

【表 1】

項番	項 目	事項
1	会 社 概 要	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり、必要な事項
2	本業務の実績	地方公共団体においてデジタル化推進アドバイザー業務又はそれに類する業務等を行った実績内容
3	業 務 体 制 表	契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務等）※第 5 号様式又は任意様式
4	業 務 工 程 表	本業務の工程表
5	役 割 分 担	本市と事業者の役割分担の明示
6	提 案 内 容	仕様書の「委託内容等」に掲げる各項目についての具体的な提案

(3) 提出期限

令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午後 5 時（必着）

(4) 提出方法

電子メールとする。なお、件名は、「【事業者名】デジタル化推進アドバイザー業務委託（企画提案書）」とし、提出書類を PDF ファイルで添付した上で送付するものとし、電子メール送信後には、受信確認の電話を事務局まですること。

(5) 提出先

武蔵村山市企画財政部デジタル推進課デジタル企画係（メールアドレス等は、9 ページに記載）

(6) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1 事業者につき 1 案とする。

イ 様式は任意であるが、A 4 版として、ページ番号を付すこと。

ウ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。

エ 提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。

12 見積書の提出

(1) 提出書類

見積書（第 6 号様式）又は任意様式

(2) 提出期限

令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

電子メールとする。なお、件名は「【事業者名】デジタル化推進アドバイザー業務委託（見積書）」とし、提出書類を PDF ファイルで添付した上で送付するものとし、電子メール送信後には、受信確認の電話を事務局まですること。

(4) 提出先

武蔵村山市企画財政部デジタル推進課デジタル企画係（メールアドレス等は、9ページに記載）

(5) 提出上の留意点

ア 見積書には、事業者の所在地及び商号又は名称並びに代表者の役職名、氏名及び代表者印を記名押印すること。

イ 見積額は、見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。超えた場合には失格とする。

13 質問受付及び回答

企画提案書等の提出に関し質問がある場合は、所定の質問書（第7号様式）を次により提出すること。なお、期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。

(1) 受付期間

令和7年2月12日（水）午前9時から

令和7年2月20日（木）正午まで（必着）

(2) 質問方法

質問事項は、質問書（第7号様式）に必要な事項を記入し、電子メールで提出すること。なお、メール件名は「【事業者名】デジタル化推進アドバイザー業務委託（質問書）」とし、電子メール送信後には、受信確認の電話を事務局まですること。

なお、実施要領や企画提案書等の記入方法、手続等、本業務の申請に必要と判断される質問のみを受け付ける。

(3) 提出先

武蔵村山市企画財政部デジタル推進課デジタル企画係（メールアドレス等は、9ページに記載）

(4) 回答

提出された全ての質問と回答について、令和7年2月21日（金）までに電子メールにより回答書（第8号様式）で通知するとともに、市ホームページで公開する。

14 第2次審査（プレゼンテーション）

(1) 概要

ア 審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、5名とする。

(2) 日時（予定）

令和7年3月10日（月）とし、提案事業者に電子メールにより別途連絡する。

(3) 場所

武蔵村山市役所4階中部地区会館403集会室

(4) 審査方法

ア 委員は、「15 審査基準」表2に定めるところにより、企業評価及び業務評価を行い、採点する。

イ 企業評価及び業務評価の点数は、委員1人につき50点を最高点とする。

ウ 委員の企業評価及び業務評価の合計点数に「15 審査基準」表3に定めるところにより算出した価格評価の点数を加えたものを評価点とする。最も高い評価点を得た事業者を優先契約交渉事業者とする。

エ 第1次審査の通過者が1者の場合は、第2次審査における企業評価、業務評価及び価格評価の採点の平均点が30点未満である場合を除き、優先契約交渉事業者とする。

(5) 審査方法

ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。

イ プレゼンテーションへの参加人数は5人以内とし、実際に業務を受託した際に主として業務を担当する者も参加すること。

ウ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

エ 実施時間は、1者につき、説明20分、質疑応答20分の合計40分とする。

オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合、パソコンは事業者が持参すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及びコード類については市が用意するため、使用する事業者は、企画提案書提出時に申し出ること。

カ 審査は個別に行い、非公開とする。

キ 開始時間、会場等詳細は、後日連絡する。

(6) 審査結果

審査の結果は、令和7年3月12日（水）に電子メールにより第2次審査を受けた全事業者に対して、プロポーザル審査結果通知書（第9号様式）により通知する。

なお、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、優先契約交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、令和7年3月13日（木）から3月21日（金）までの期間において、決定されなかった理由について説明を求めることができる。

15 審査基準

審査基準は、表2及び表3のとおりとする。

【表2】

No.	審査項目	審査対象	詳細・着眼点	配点	重点配分
1	企業評価	経営規模の妥当性	資本金、売上高、経営状況等に問題はないか。	5	
2		業務実績	本委託と同等の導入実績があるか。	5	
3	業務評価	業務体制	本業務の責任者（担当者）は、業務責任者としての経験が豊富で、十分な能力・資格等を有しているか。また、業務を円滑に遂行できる体制となっているか。	5	
4		業務工程	本業務の業務工程が具体的に提案され、また、それが実現可能であるか。	5	
5		役割分担	本市と事業者の役割分担の内容が的確かつ具体的で、本市の負担軽減となるような工夫が提案されているか。	5	×2
6		提案内容	提案内容について、事業実施の目的、仕様書を理解した上での提案が具体的かつ明確になされているか。また、事業目的に沿う成果が期待できるか。	5	×2
7		独自提案	本委託を実施する上で、仕様書にはない独創的な提案がなされているか。また、それが実現可能であるか。	5	×2

【表3】

見積額	配点
見積限度額を超えた場合	失格
見積限度額と同額	加点なし
見積限度額の90%以上100%未満	2点
見積限度額の80%以上90%未満	4点
見積限度額の70%以上80%未満	6点
見積限度額の60%以上70%未満	8点
見積限度額の60%未満	10点

16 契約の交渉及び締結

(1) 通則

契約に際しては、契約優先交渉事業者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されない場合又は協議が調わなかった場合は、次点交渉事業者との協議に移るものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、契約優先交渉事業者から提出された見積額を超えない額とする。

(3) 契約内容

- ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。
- イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

17 情報公開及び提供

(1) 情報公開の内容

ア 優先契約交渉事業者決定前

デジタル化推進アドバイザー業務委託プロポーザル審査委員会実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書並びにデジタル化推進アドバイザー業務委託プロポーザル審査委員会要領（以下「審査委員会要領」という。）

イ 優先契約交渉事業者決定後

実施要領、仕様書、審査委員会要領、決定された優先契約交渉事業者及び審査結果（決定された優先契約交渉事業者以外は匿名とする。）

(2) 提供方法

市ホームページ

18 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差替え、追加は認めない。
- (3) 審査委員会が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した事業者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 本市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示とする場合がある。

19 失格事項

事業者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション及び質疑応答に応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 価格見積書の金額が見積限度額を超過した場合

20 その他

- (1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局宛に提出すること。

- (3) 本プロポーザルは、優先契約交渉事業者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

21 事務局（問合せ先・提出先）

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市企画財政部デジタル推進課デジタル企画係 担当：坂西、安達

電話：042-565-1111（内線392）

FAX：042-563-0793

E-mail：digis@city.musashimurayama.lg.jp

H P：https://www.city.musashimurayama.lg.jp/